



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

629	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
630	〃	(〃).....	2
631	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
632	〃	(〃).....	2
633	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
634	〃	(〃).....	3
635	〃	(〃).....	4
636	〃	(〃).....	4
637	〃	(〃).....	4
638	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	5
639	〃	(〃).....	5
640	〃	(〃).....	5
641	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	6
642	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
643	道路の供用開始	(〃).....	7
644	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
645	公有水面の埋立ての免許	(港湾空港振興課).....	7
646	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	8

○ 教育委員会告示

7	昭和42年和歌山県教育委員会告示第13号（文化財の指定）の一部改正	9
---	-----------------------------------	-------	---

○ 海区漁業調整委員会指示

1	ウミガメの採捕等	10
2	さわらの漁業	11

告 示

和歌山県告示第629号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012300533	介護センターアオ空	新宮市新宮3622-45	居宅介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	合同会社みやび	新宮市新宮3622-45	平成29.5.1

和歌山県告示第630号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012300541	サポート新宮	新宮市新宮3651-1	居宅介護	知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社アイドル	新宮市新宮3651-1	平成29.5.1

和歌山県告示第631号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ和歌山店
和歌山市新生町302-2他4筆
- 意見の対象となった届出に係る告示
平成28年和歌山県告示第1461号
- 意見の概要
無し
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年5月12日から同年6月12日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第632号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
GE0和歌山国体道路店
和歌山市新生町302-2他4筆
- 意見の対象となった届出に係る告示
平成28年和歌山県告示第1486号
- 意見の概要
無し
- 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年5月12日から同年6月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第633号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第634号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第635号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第636号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第637号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第638号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第639号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第641号

平成29年和歌山県告示第501号（以下「告示第501号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。
平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 重石みち子
 - 裏地寛一
 - 森田英見
 - 田中誓子
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
 - 告示第501号のとおり

和歌山県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。
この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

田辺市秋津川字木道4124番10地先から同市秋津川字木道4111番地先まで	旧	3.10 ∟ 5.50	51.90	
同上	新	3.40 ∟ 11.20	51.90	

和歌山県告示第643号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 田辺市秋津川字木道4124番10地先から同市秋津川字木道4111番地先まで

供用開始の期日 平成29年5月12日

和歌山県告示第644号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3384	西牟婁郡上富田町朝来字下内代904番1の一部、904番2の一部、里道、水路	田辺市中芳養186番地1 山本建設 代表 山本良次	平成 29.4.28	4.50	64.37

和歌山県告示第645号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- (2) 名称 白浜町
- (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町2347番地の7
- (4) 代表者氏名 白浜町長 井潤誠

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2518番2及び同町堅田字畑崎2248番1の地先無番地地先公有水

面（ただし、平成29年和歌山県告示第223号（以下「告示第223号」という。）のとおり）

(2) 区域

四等三角点「高山」（北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43）を基点とし、次の各地点のうち1の地点から8の地点までを順次に結んだ線及び8の地点と1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 基点から196度16分42秒 533.07mの地点
- 2の地点 1の地点から129度58分58秒 89.09mの地点
- 3の地点 2の地点から219度58分57秒 13.71mの地点
- 4の地点 3の地点から297度47分17秒 3.31mの地点
- 5の地点 4の地点から309度56分37秒 40.05mの地点
- 6の地点 5の地点から307度02分56秒 9.98mの地点
- 7の地点 6の地点から309度55分40秒 19.98mの地点
- 8の地点 7の地点から327度25分23秒 10.48mの地点

(3) 面積

1,223.04㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2518番2、同町堅田字畑崎2248番1、同町堅田字鴻ノ巣2522番3、同町堅田字畑崎2225番5、2225番3、2225番6、2218番3、同町堅田字鴻ノ巣2524番4及び同町堅田字鴻ノ巣2524番2の地先無番地内（ただし、告示第223号のとおり）並びにその地先公有水面（ただし、告示第223号のとおり）

(2) 区域

四等三角点「高山」（北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43）を基点とし、次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 基点から195度28分38秒 460.86mの地点
- ロの地点 イの地点から129度58分57秒 115.74mの地点
- ハの地点 ロの地点から195度15分02秒 76.01mの地点
- ニの地点 ハの地点から224度40分26秒 28.88mの地点
- ホの地点 ニの地点から335度43分39秒 34.74mの地点
- への地点 ホの地点から297度47分19秒 7.95mの地点
- トの地点 への地点から310度16分14秒 40.05mの地点
- チの地点 トの地点から307度02分56秒 9.98mの地点
- リの地点 チの地点から309度51分44秒 19.98mの地点
- ヌの地点 リの地点から327度25分21秒 10.48mの地点
- ルの地点 ヌの地点から13度13分12秒 58.01mの地点

(3) 面積

10,772.27㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成29年4月25日

和歌山県告示第646号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条

及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体 300枚×3入（一般） 86箱
- (2) カード基体 300枚×3入（優良） 92箱
- (3) カード基体 300枚×3入（新規） 11箱
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚 5本
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 86箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) カード基体 300枚×3入（一般）
1箱当たり | 485,028円 |
| (2) カード基体 300枚×3入（優良）
1箱当たり | 485,028円 |
| (3) カード基体 300枚×3入（新規）
1箱当たり | 485,028円 |
| (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1本当たり | 162,648円 |
| (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種）
1箱当たり | 151,200円 |

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第7号

和歌山県指定文化財船戸山古墳群について、平成29年4月18日、和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により追加指定するとともに、同条例第4条第1項の規定により指定の一部を解除するほか、数量等を変更したので、昭和42年和歌山県教育委員会告示第13号（文化財の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中

記念物 (史跡)	船戸山古墳群	1件	那賀郡岩出町 船戸	那賀郡岩出町船戸 三木利和(第2号) 那賀郡打田町下井 阪367 近藤 静司 (第1, 第3号)	全左	を
-------------	--------	----	--------------	---	----	---

記念物 (史跡)	船戸山古墳群	1,96 5㎡	和歌山市上三 毛1113番1(別 図のとおり。) 岩出市船戸20 0番3(別図の とおり。) 備考 別図は 省略し、和 歌山県教育 委員会、和 歌山市教育 委員会及び 岩出市教育 委員会に備 え置いて縦 覧に供す る。	和歌山市上三毛48 0 宗教法人宝光山地 蔵寺(1号墳、7号 墳の一部及びこれ らの周辺地) 岩出市西野209 岩出市長(2号 墳、6号墳、7号墳 の一部及びこれら の周辺地)	同左	に改める。
-------------	--------	------------	---	--	----	-------

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年5月12日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

(定義)

1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種(アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵)をいう。

(採捕の制限)

2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

(承認の対象)

3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が特に認めた者

(承認証の携帯)

- 4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。
（報告書の提出）
- 5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。
（指示の有効期間）
- 6 この指示の有効期間は、平成29年5月16日から平成30年5月15日までとする。
（制限又は条件）
- 7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。
(1) 3の（1）又は（2）に該当する場合
ア 3の（1）又は（2）に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
(2) 3の（3）に該当する場合
ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
（取扱要領）
- 8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成29年5月12日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

1 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

2 操業の制限

平成29年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成29年5月12日から平成30年3月31日までとする。